

大野小学校新たな学校生活ガイドライン

目的及び概要 ※赤字が改訂箇所となっています。

- 1 日常において感染拡大防止対策を十分に取しながら、児童が充実した学校生活を送れることを目指していく。**本校は、手洗い・換気・適切なマスクの着用の徹底を重点指導とする。**
- 2 個々の児童を観察するなど、一人ひとりに対し丁寧な対応をしながら、心と体の安定を図る。
- 3 授業改善を図りながら、学習を進める。
- 4 家庭学習も視野に入れ、学びの連続性と学習習慣の確立を図る。
- 5 友達や先生との交流を直接図る機会が少なくなるため、心の交流を図れる内容の学習を工夫する。
- 6 感染防止対策を点検するとともに感染防止教育を推進する。
- 7 児童・教職員に陽性又は感染が確認された場合には、迅速適切に関係機関と連携を図り、**校内の消毒などの感染拡大防止に努め、教育活動を進めるとともに陽性又は感染した児童が、再登校できた際の心のケアを行う。**保健所の指導又は状況によっては臨時休校とする場合もある。

本校の緊急事態宣言発令時の対応について

- ・三密の確認（ソーシャルディスタンスの確認、換気・手洗いの徹底、マスク着用の確認）
- ・教育活動の制限（委員会・クラブ・まなびくらぶ等の中止、保護者来校の制限・5年校外学習延期）
- ・感染予防の強化（マスクの常時着用の強化、昇降口の手指用アルコールの設置、給食時の飛沫防止）

具体的な重点指導について

【手洗いについて】

- ・流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを基本とし、手指消毒用アルコールは、補助的な使用とする。
- ・手洗い時に密を避けるため、特別教室等も開放して使用する。
- ・うがいについては、周りに人がいる場合は飛沫のリスクがあるため行わない。

【換気について】

- ・教室では、原則として出入り口を開放するとともに窓もできるだけ開ける。また、エアコン使用時においても換気を行う。特別教室、トイレ等においても窓を開けて換気する。

【適切なマスクの着用】

- ・学校生活では、**原則、マスクを着用する。ただし、健康上の問題がある場合は除くができるだけ常時マスク着用を心掛ける。**体育などの運動中でもできるだけマスクを着用するため、**負荷の少ない運動を行う。**
- ・使用したマスクは、原則、自宅へ持ち帰る。学校で廃棄しなければならない場合は、担任と相談する。

I 児童・教職員の陽性・感染について（陽性・・・ウイルスが体内にある場合、感染・・・症状がある場合）

(1) 児童・保護者に陽性・感染の可能性がある場合

- ・保護者は、市川市の相談窓口、医療機関の指示に従う。また、その旨を学校に連絡する。
- ・児童・同居する家族が陽性または感染の疑いがある場合は、感染拡大防止のため、学校に連絡し、登校を控えること。

(2) 教職員に陽性・感染の可能性がある場合

- ・居住地の相談窓口、医療機関の指示に従う。また、その旨を管理職に報告する。管理職は、教育委員会に報告する。
- ・PCR検査・抗原検査を受検した場合は、陰性が確認され、出勤が許可されるまでは、出勤を控える。

(3) 児童・教職員に陽性・感染が確認された場合

- ・市川市教育委員会ガイドライン対応フローに沿って対応する。
- ・**陽性が判明した場合、校内消毒等を実施し、拡大防止に努める。保健所の指導があれば、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校とする場合がある。**
- ・保健所及び教育委員会へ報告のための行動履歴等のヒアリング調査に協力すること。

(4) その他

- ・家庭の事情で登校しない場合は、**出席停止とする。**
- ・陽性者、感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対しての偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた適切な指導を行う。
- ・**児童ならびに教職員がPCR検査・抗原検査で陽性と判明した場合と児童生徒と直接関わりのある教職員がPCR検査を受けた場合、受検者等の同意を得て、関係の児童及びその保護者に連絡をする。**

II 教育課程等について

1 日課について

(1) 1 単位時間を40分とする。(市内小学校共通事項)

- ・一日20分の帯タイムを2~3回設け、分散の休憩時間、学習の時間に充てる。

1 部活動(吹奏楽部)

(1) 状況をふまえ、活動を再開する。

- ・放課後のみの活動とする。土、日の活動はしない。
- ・児童の活動時間は準備、片付けを含め**90分以内**とする。
- ・複数のグループに分けたり、時間をずらしたりするなど密を避けて活動する。

(2) 配慮事項

- ・基本的に児童が密集する活動は行わない。フェイスシールドを活用する。
- ・常にソーシャルディスタンスを確保し、向かい合わないなど演奏する方向を配慮する。
- ・特に屋内の練習は換気をこまめに行い、個人練習やパート練習を行い**合奏は行わない。**
- ・直接口に触れる楽器(マウスピース・リードなど)の使用は、配慮をすること。
- ・練習前後の手洗いを適切に行ない、顧問は健康観察を適切に行う。
- ・共有している用具等は練習前後に洗浄等を行う。

III 学校行事について

1 泊を伴う行事(共通事項)

- ・グリーンスクール(4年生)今年度は中止
- ・ホワイトスクール(5年生)今年度は中止
- ・修学旅行(6年生)今年度は中止

※R3年度は、実施予定 但し、今後の流行によっては中止や延期もある。

2 校外学習

- ・現状を踏まえ、今年度の校外学習は中止とする。ただし、5,6年生の校外学習のみ計画する。

※R3年度は、全学年実施予定。

3 卒業式・R3年度入学式

- ・感染防止に努め、短縮して実施する。参加者は、卒業生(新入生)・保護者・教職員とする。

※但し、今後の流行によっては変更もある。

Ⅳ 教育課程外

○施設開放の休止

ただし、非常事態宣言期間中、児童の自主活動支援として、以下を遵守すれば認める。
施設開放の制限緩和ではなく、子どもの体力維持向上、心身の健全化のために、当該校の教育活動の一環として実施する。

【条件】

- ・平日 放課後から90分以内 遅くとも17時半には終了
- ・一旦帰宅してからの活動は不可（教育活動の延長のため）
- ・原則自校の子ども
- ・自由参加とする
- ・マスク着用、ディスタンス確保（対人プレー等は不可 トレーニング程度 文化・音楽系も同様）

Ⅴ 学校生活感染防止対策

新型コロナウイルス感染症に対応した学校での主な感染防止策について

1. 校内体制

- ・校長を責任者とし、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置する。校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・学年主任・栄養士（教諭）で組織し、学校医・学校薬剤師等と連携して学校全体で感染対策に取り組む保健管理体制を整備する。

<対策本部の役割>

平時：感染防止対策の検討・実施、児童等及び教職員の健康状況確認等

陽性及び感染発生時：対応の総括・指示、保健所、市教委との連絡、情報発信等

- ・「新しい生活様式」を実践するためには、児童への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む。
- ・陽性及び感染が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておく。
- ・児童並びに教職員がPCR検査・抗原検査で陽性が確認された場合と教職員がPCR検査を受けた（受けることになった）場合、**受検者等の同意を得て**、関係の児童及びその保護者に連絡をする。その理由は、感染拡大を防ぐためであり、差別等の不利益を生じないように地域全体で共通理解を図る。

2. 保健室の対応について

- ・保健室に行く児童には、原則、教職員が付き添う。
- ・負傷者と体調不調者で利用空間を区別する。
- ・換気を常に行い、密をさける。
- ・養護教諭は、必要に応じて、感染防止の身支度で処置にあたる。
- ・体温計、椅子など使用した場合は、消毒を行う。ベッド使用の場合は干すなどの処置を行う。

3. 児童について

(1)【登校前・登校時】

- 毎朝、安静時に検温を行い、37.0℃以上の場合、登校を控える。ただし、平熱が高い児童は、+0.5℃以上を発熱の目安とする。
- 検温の結果や健康状態については、健康観察カードに記録し、毎日持参する。また、同居する家族の健康状態も記入する。（休業中も健康観察カードを使用する。）※健康観察カードは、1か月間保管する。
- 登校時にはマスクを着用する。ただし、熱中症等、健康を害する可能性がある場合は、密でなければ着用しなくてもよい。マスクの色や形、素材については限定しない。
- 家庭内で感染の可能性があるため、家庭の判断で登校を控える場合は、出席停止とする。
- 児童と同居する家族が厚生労働省接触アプリ「COCOA」から、陽性者との接触連絡を受けた場合は、

アプリの指示に従い必要に応じてPCR 検査・抗原検査を受検するよう勧める。

- 児童と同居する家族が濃厚接触者として（体調不良及び厚生労働省接触アプリ「COCOA」からの通知による場合も含む）PCR検査・抗原検査を受ける場合、または新型コロナウイルス感染を疑うような発熱、強い倦怠感、咳が続く、のどに異常を感じる、においや味覚の異常を感じるなどの症状が見られる場合は、感染予防のため登校を見合わせるよう周知する。

(2) 【校内での検温及び健康観察】

- 担任が教室で、マスクの着用を確認する。児童がマスクを忘れて登校した場合には、学校の予備のマスクを渡すが、原則として、使用していないマスクを返却すること。
- 登校時、教室で健康観察カードを担任が確認する。（体温を朝、測り忘れた児童は教室外で検温。）
- 校内において、37.5℃以上の発熱の症状となった場合は、家庭に連絡をして家庭で休養してもらう。（迎えが来るまで別室待機）
※別室は、保健室内にシート等で仕切り、迎えに来るまでの待機場所とする。
- 学校は、欠席者及び遅刻している児童を把握し、その理由を確認すること。

(3) 【学校生活①】

- 健康観察カード提出後、すぐに手洗いを確実にを行う。そのほか「休み時間の後」「トイレの後」「給食の前」「掃除後」などにこまめな手洗いをを行う。「運動後」は、原則として、外での手洗いとする。
- 換気は可能な限り、2か所以上の窓を開けておく。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底する。エアコン使用時も換気する。
- 室内ではマスクを着用して、授業や活動をする。（体育、健康を害する可能性がある場合は除く）
- 「マスクをつけることができません」のバッジをつける際には、常にソーシャルディスタンスを保ち飛沫が散乱しないように配慮すること。
- 室内で互いに1 m程度の距離をとれるように座席を離し、大声を出すことは控えるようにする。
- グループ学習などの活動を行う場合には、マスクを着用し、密を避ける工夫をして行う。
- 熱中症予防のため、こまめな水分補給を行う。授業中も可とする。

(4) 【学校生活②】

- 休み時間、密集する遊びや近距離で接触する遊びは極力避け、手洗いを徹底する。
- 給食の際は、喫食時以外は、マスクを着用する。（食事中におかわりを取りに行く際もマスクを着用する）食事の際のマスクは、ポケットにしまうなど衛生面に気を付けること。
- 給食の配膳を行う児童や教職員は、配膳台の消毒、手洗いを徹底し、清潔なマスクを使用すること。
- 給食の際もグループは作らず、前を向いた状態の席で喫食し、会話を控える。
- 清掃方法は、状況に応じて変更の予定。（ただし、今後もトイレは教職員で行う。児童が雑巾を使用する場合は、マスクをする。）
- 児童の下校後、1日1回以上、教室やトイレなど、特に児童が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等）について消毒液を使用して清掃する。
- 校内清掃及び給食時の配膳台は消毒用アルコールを使用し、手指消毒には、手指専用のアルコールを使用する。
- ゴミ箱に触れた際には、手洗いをを行うこと。
- 発達段階に応じた感染予防教育を行うこと。

(5) 【その他】

- 次の場合は、感染拡大防止の観点から児童の登校を控えるように保護者に依頼する。
 - ・同居する家族等が発熱など、感染の疑いがある場合
 - ・同居する家族等がPCR 検査・抗原検査を受検した場合

VI ほっと給食について *ほっと給食とは、新型コロナウイルス感染防止対応給食の通称

1 目的

感染予防対策のため、個包装の食品を献立に取り入れるなど教室で短時間・少人数で配膳ができるよう配慮し、感染症予防対策をできる限り行ったうえで、児童に食事（ほっと給食）を提供する。

2 方法及び内容（学校全体で共通理解のもと取り組む）

- (1) 短時間・少人数で配膳すること。
- (2) 給食時間の感染予防対策をすること。
- (3) 児童が配膳時の密集を避けるための注意点

	担任	給食当番	当番以外の児童生徒
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳前に給食当番の体調チェックをする。 ・給食当番の身支度、手洗い・マスクを必ず着用し、手洗い等確認する。 ・配膳を行う。配膳の役割・人数や位置の確認する。できるだけ少人数になるよう配慮する。子供たちが密になっていないか等気を配り、声をかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調チェックを担当に伝え、身支度・マスクを必ず着用する。 ・手洗いを徹底する ・担任が配膳台をきれいにする。（消毒も行う） ・ワゴンを静かに運ぶ。 ・配膳を行う。 ・配膳台と長机・ワゴン等を活用し配膳者の間隔を最低1mは確保する。 ・低学年は、当面の間教職員が配膳を行うとよい。 ・できるだけ担任外の職員を入れ配膳を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の確認。 ・机前向きの確認。 ・手洗いを徹底する。 ・マスクを着用したまま静かに待つ。
食事中	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを外し、会話を控える。 ・配膳された給食は、食缶に戻さない。おかわりの配膳は、教師が行う。 		
片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・片付ける時は、マスクを着用する。 ・密にならないようにソーシャルディスタンスを行うこと。 ・使用したストローや箸等を片づける時に他の人のものに触れたら手洗いをする。 		

3 学校栄養職員の役割

- (1) 配膳や喫食時間の短縮ができるような献立作成すること。
○簡易的な給食の提供であることから栄養価・食糧構成・調理方法にこだわらず、各校の状況に合わせた献立作成への配慮。
- (2) ほっと給食は「配膳を簡単にする」という趣旨で行うもので、「安価な献立にする」という意味ではない。逆に個包装にこだわりすぎると、通常より高価になる場合もある。給食費の適正な執行を心がけること。
- (3) 調理員と児童の接触が必要最低限になるようにする。

4 その他

○ほっと給食について、学校だより・給食だより・ホームページ等で保護者・児童に周知する。今後も現状を踏まえ継続する。

VII 各教科等における感染防止対策

1. 特別教室の使用の場合は、密を避け換気を十分行うこと。また、手洗いに利用するため施設をしないので、使い方を指導する。
2. 教室内では、机間巡視を多くしたり、ICT を利用したりするなど、密をさける工夫をする。
3. 国語の音読を行う際には、児童はマスクを着用し、配布したフェイスシールド等を活用する。教師の範読もフェイスシールド等を活用し工夫して実施する。
4. 自分の持ち物以外を使用した場合には、確実に手洗いを行う。
5. 理科の実験・観察や図工の共同作業などは、三密とならない環境で行う。
6. 教師が実験・観察等を示す際は、ICT 機器を使用するなど密にならないように工夫する。（同様：読み聞かせ、家庭科調理方法・裁縫、書写）
7. **緊急事態宣言期間の調理実習は、実施しない。**
8. 他人への貸し借りはできるだけ避け、貸し借りを行った場合は、確実に手洗いをする。
9. 校外の地域学習は、三密を防ぐ対応を工夫して実施する。

10. 比較検討のため、ビデオ撮影を行って提示したり、教師や児童が家庭で収集してきた自然のものを活用したりして学習を進める。
11. 緊急事態宣言期間の音楽では、鍵盤ハーモニカ、リコーダーを休止し、打楽器などの演奏を中心とする。使用をする場合は、フェイスシールドを活用するとともにソーシャルディスタンスを確保し、マスクを着用した合唱、少人数での演奏など飛沫に留意して指導する。
12. 歌唱の活動を行う場合は、マスクを着用し、十分な換気のもと、適切な距離を取りながら向かい合わないなど歌う方向に気を付けて発声する。
13. 体育では、なわとび・リズム遊び・ダンス・走るなどを中心に行い、身体が接触する活動は行わない。ただし、ボールなど用具を使用する場合は、手洗いを確実にすること。
14. 体育においてできるだけマスクの着用し、マスクを着用してもできる運動を取り入れる。
15. 運動前後の手洗いは、確実に実施する。うがいは、まわりに人がいる場合には、行わない。
16. 体育の授業を体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開けるなど、十分に換気を行う。また、ソーシャルディスタンスを確保する。
17. 現状況により、運動不足や心身にストレスを感じている児童もいることを踏まえ、実態を把握した運動を行うこと。
18. 授業で発声するときは、マスクの着用をした上で、なるべく大声にならないような工夫する。
19. ペアやグループでの学習は、直接的な接触を伴わないよう、事前指導を十分に行うなど配慮する。
20. 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間を利用し、困難な問題に主体的に対処できる実効性ある力や差別や偏見に対する教育、思いやりの心などの育成を図る。
21. 学級活動では、人間関係形成、社会参画、自己実現の視点を踏まえ、現在の制約された中での学校や学級の課題をしっかりとらえ、よりよく解決するための話し合いや合意形成、役割分担を行い、豊かな生活を目指す。他者との関わりが限定されることから、児童をきめ細かく見ていくことが大切である。
22. 【学校図書館】
 - ・ 図書館利用前後は手洗いをする。
 - ・ 可能な限り常時、気候上困難な場合はこまめに、2方向の窓を開けて換気を行う。
 - ・ 密集を生じさせない配慮をする。（利用時間を分散させる、座席間隔を最大限にとる等）
 - ・ 多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、消毒液を使用して拭く。
23. 様々な行事の実施が困難な状況から、児童一人ひとりに寄り添い、児童理解に努め、認め、励まし育てることに努めること。また、心配する家庭や児童もいることから、できる限り相談に応じながら対応していく。
24. 避難訓練など、非常時に備える訓練は、常に必要な事項であるため、コロナ対応の感染拡大注意時期であっても、実施するが方法について密を避ける工夫を図ること。

学校では、上記を踏まえ、密を避け感染防止に努め、児童の学びの保証に全力を尽くしていくが、家庭地域の協力も不可欠であり、以下の協力をお便り等で依頼する。

- ① 毎日の健康観察カードの記入・保管と児童の健康管理
- ② 適切な児童のマスク着用確認と手洗いの励行
- ③ 具合が悪い時の児童の引き渡し

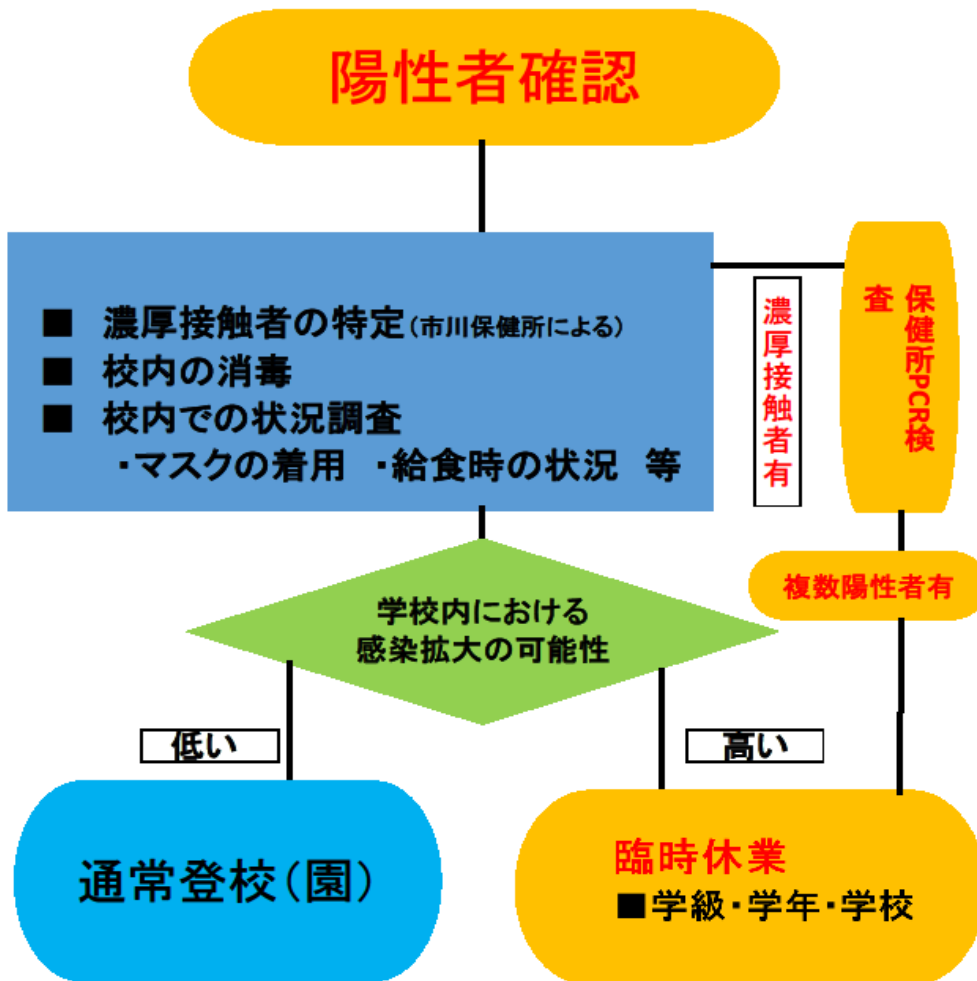
このガイドラインは、市川市学校再開ガイドラインを参考と学校の状態・児童の実態を考慮して作成しています。今回、入学式、始業式等の終了した行事についての記載は、削除しています。

<新>

市川市教育委員会

園児・児童・生徒・教職員の感染が確認された場合の対応について
対応フロー

◆対応の考え方について◆



- ◆ 陽性者は、保健所から指示される期間出席停止とします。
- ◆ 保健所により確認された濃厚接触者は、指示された期間出席停止とします。
- ◆ 保健所等との協議により校内における感染拡大の可能性が高いと判断した場合は、臨時休業(学級・学年・学校)とします。